平成２７年（フ）第４２１７号
大阪市淀川区西宮原２丁目３番30―1110号
債務者　田代　順子
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８９号
島根県出雲市斐川町富村1515番地１　Ｇｒｅｎ－ｓｈｏｗｅｒ田園Ａ―201
債務者　三島　愛
1　決定年月日時　平成27年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第２１４号
岡山県倉敷市笹沖879番地　マンション笹沖202
債務者　竹中　英之
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第２３１号
高知市上町１丁目７―34、住民票上の住所高知市神田592番地
債務者　小島　萬亀
1　決定年月日時　平成27年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１７７号
群馬県高崎市棟高町938番地　大山ヴィレッジ201号
債務者　櫻井　友和
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第９７０号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地１―28―505、旧住所埼玉県上尾市栄町12番14号　グリーンビラＢ―201
債務者　伊津　佳子
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９７４号
埼玉県川口市西青木４丁目７番７号　ＴＭビル403号
債務者　秋山　義明
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０１２号
埼玉県上尾市二ツ宮958番地７
債務者　田畑　衣央
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０５０号
埼玉県新座市野寺４丁目７番２号、住民票上の住所埼玉県新座市栗原５丁目12番３号　エイトウイロウ203号室
債務者　手島　光子
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０５３号
埼玉県朝霞市本町２丁目25番32―503号、旧住所埼玉県朝霞市本町１丁目36番22―607号
債務者　星　奈津子
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０７６号
さいたま市西区大字二ツ宮301番地３
債務者　佐々木都美夫
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０９５号
埼玉県北本市東間８丁目66番地
債務者　久保田　淳
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４３０号
埼玉県八潮市緑町２丁目５番地10　シリアス201
債務者　清藤　章司
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第４４９号
埼玉県越谷市宮本町３丁目182番地13
債務者　永井　慶徳
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３５３号
相模原市中央区田名塩田２丁目11番15号
債務者　玄間　規彦
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３５９号
相模原市中央区田名3302番地２　田名寮207号
債務者　伊藤　和雄
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３６０号
相模原市南区相模台６丁目11番24―１号
債務者　小川　俊夫
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部